合 併 協 定 書(案)

平成 年 月 日

津久河芸美安香一白美居芸濃里濃沸志山杉市市町町村町町町町村

1 合併の方式

津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香 良洲町、同郡一志町、同郡白山町及び同郡美杉村を廃し、その区域をもって新しい 市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成 年 月 日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「津市」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、津市西丸之内23番1号とする。

- 5 財産の取扱い
- (1)公有財産、物品及び債権については、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、登記簿上各市町村名義となっている山林等のうち、実体上地元自治会等が維持管理しているものについては、新市においても現行のとおり取扱うものとする。
- (2)基金については、新市に引き継ぎ基金を設置するものとする。
 - ア 財政調整基金及び減債基金については、そのまま新市に引き継ぐものとする。
 - イ 特定目的基金については、新市の事業に合わせて、類似するものなどは統合 又は整理する方向で調整し、新市に引き継ぐものとする。
- (3)債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項及び第2項の規定により 定める新市の議会の議員の定数は38人とし、市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)に規定する議会の議員の 定数及び在任に関する特例は、これを適用しない。

- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- (1)新市に1つの農業委員会を置く。
- (2)10市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第 1項の規定による特例を適用し、在任する者の数を80人と定め、互選により引 き続き在任する者を定める。この場合において、同項第1号の規定により定める 在任する期間は、平成年月日までとする。
- (3)合併特例法適用期限後の次の一般選挙からの選挙による委員の定数については、 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第1項の規定に基 づき40人とする。

(4)選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、合併特例法適 用期限後の次の一般選挙までの早い時期に調整を行う。

8 地方税の取扱い

- (1)個人市民税の均等割額については、地方税法(昭和25年法律第226号)第 310条に規定する標準税率で課税する。
- (2)法人市民税の法人税割について、資本等の金額が1億円を超える法人には、 13.5%の税率で課税する。
- (3)入湯税については、鉱泉浴場への入湯客1人1日150円を課税する。
- (4)都市計画税については、市街化区域内の土地及び家屋に0.3%の税率で課税する。ただし、久居市、河芸町及び香良洲町の区域については、合併特例法第10条第1項の規定により、平成21年度までの間に限り、課税を免除する。 なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業、街路事業、区画整理事業等を行う別枠の財源とする。

9 地域審議会の取扱い

- (1)合併特例法第5条の4第1項に規定する地域審議会を新市において設置する。
- (2)地域審議会の組織及び運営等については、別途協議する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

- (1)一般職に属する職員は、引き続き新市の一般職の職員としての身分を保有するものとする。
- (2)職員数については、新市において速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3)職員の任免、給与その他の取扱いについては、地方公務員法に照らしながら統一を図るものとする。
- (4)職員の給料については、新市において財政状況を考慮しつつ、段階的に調整 し、統一を図るものとする。

11 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 常勤の特別職に属する職員及び教育長に係る身分の取扱いについては、法令の 定めるところによるものとする。
- (2)非常勤の特別職に属する職員に係る身分の取扱いについては、法令に定めるもののほか、それぞれの職の設置の必要性等を勘案し、10市町村の長が調整を行うものとする。
- (3)新市の職務執行者については、10市町村の長が別に協議して定めるものとする。

12 条例、規則等の取扱い

条例、規則等については、合併協議会で協議し、承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- ア 合併と同時に、即時制定し施行させるもの
- イ 合併後、逐次制定し施行させるもの
- ウ 合併後、旧市町村の区域に暫定的に施行させるもの

13 事務組織及び機構の取扱い

- (1)新市の事務組織及び機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の執行体制の調整方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織・機構を構築する。
- (2)現在の市町村庁舎を支所として有効に活用することを基本とする。

新市における組織・機構の執行体制の調整方針

行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指します。

市民が行う身近な手続き等の市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します。 行政から提供する一部のサービスについては、効率性と迅速性の両立を図る ため、その特性に応じた中規模の圏域を対象とする執行体制の確立を目指します。

組織の基本的な構成は、部の下に課を、課の下に担当を置くこととします。 また、新市の執行体制は、変化する業務量や業務の困難度に応じて柔軟な職 員配置を可能とする担当制を導入します。

現在の市町村の支所、出張所は、新市においても出張所として存続して活用します。

常に組織・機構及び運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図ります。

14 一部事務組合等の取扱い

- (1)津地区広域行政事務組合及び久居市ほか六箇町村競艇事業組合については、平成 年 月 日までに解散する。
- (2)津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合、津市ほか四箇町村衛生施設利用組合、中勢農業共済事務組合、久居地区広域衛生施設組合、久居地区広域消防組合、安芸美地区清掃処理施設利用組合及び一志地区広域連合については、平成 年 月日をもって解散し、新市において、これらの事務を行う。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- (3)三重県自治会館組合及び三重地方税管理回収機構については、平成 年 月 日をもって脱退し、新市において、平成 年 月 日に当該一部事務組合に加入 する。
- (4)三重県市町村職員退職手当組合については、平成 年 月 日をもって脱退 し、当該一部事務組合に加入するか合併までに検討する。

- (5) 一志社会福祉施設組合については、平成 年 月 日をもって解散する方向で 調整する。また、一般職の職員の身分の取扱いについては、合併までに調整する。
- (6)久居市禮原財産区、芸濃町河内財産区、芸濃町椋本財産区及び一志町波瀬財産 区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7)土地開発公社については、新市で土地開発公社を設立する。

久居市土地開発公社、安芸土地開発公社及び一志中部土地開発公社については、 平成 年 月 日までに、財産、債権及び債務を津市土地開発公社又は当該設立 市町に引き継ぎ、解散する方向で調整し、津市土地開発公社については、財産、 債権及び債務を新市土地開発公社に引き継ぐ。

15 使用料及び手数料の取扱い

- (1)使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一するものとする。なお、使用料が大幅な上昇となる場合については、経過措置を講ずるものとする。
- (2) 手数料については、住民の負担に配慮しつつ、適正な負担額を決定し、統一する方向で調整するものとする。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性の確保の観点から、各団体の実 情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

17 附属機関の取扱い

- (1)10市町村に置かれている附属機関については統合し、新市において設置する ものとする。
- (2) 一部の市町村に置かれている附属機関については、実態を考慮しつつ、合併までに調整し、引き続き設置する必要があるものについては新市において設置する ものとする。

18 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、公益上の必要性、有効性及び公平性の観点を踏まえ、次の区分を原則として調整するものとする。

- ア 10市町村で同一又は同種のものについては、統一する方向で調整するものとする。
- イ 各市町村で独自のものについては、従来からの経緯、実情等を考慮しつつ、 新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。

19 町・字の区域及び名称の取扱い

(1)町・字の区域については、従前のとおりとするものとする。

(2)町・字の名称については、津市以外の市町村は、原則として従来の町・字名の前に旧市町村名をつけた町・字名として、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

20 慣行の取扱い

- (1)市章、市民歌、市民憲章及び市の木・花・鳥については、合併後、新たに定めるものとする。
- (2)各種宣言については、新たに宣言を行うものとする。

21 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険制度については、統一を図るものとする。

なお、国民健康保険料(税)賦課等については、次のとおり調整する。

- ア 賦課方法は、「料」とする。
- イ 賦課方式は、医療分、介護分とも「3方式(所得割・均等割・平等割)」と する。
- ウ 賦課割合は、「平準化(応能割50%、応益割50%)」とする。
- エ 料率は、平成17年度において当該年度の医療費に見合う料率を設定する。
- オ 遡及分は、従前の例により算定する。
- カ 葬祭費は、50,00円とする。

22 介護保険事業の取扱い

介護保険制度については、統一を図るものとする。

なお、第1号被保険者の保険料については、不均一賦課によることとし、現行計画の終了(平成17年度)まで、現行のとおりとする。

23 消防団の取扱い

消防団については、現行のとおり新市に移行するものとする。

- ア 消防団の組織については、現行のとおり、10消防団・64分団体制とする。
- イ 連絡調整役として、団長の互選により統括団長・副統括団長・津及び久居方 面団長を設ける。ただし、消防組織法上の権限は有しない役職とする。
- ウ 団員報酬については、10市町村の現行予算枠の中で加重平均を基本に調整する。ただし、5年間の激変緩和措置を講ずる。

24 自治会等の取扱い

自治会等については、自治会等の自主性を尊重しつつ、混乱が生じることなく新市に移行できるよう連絡調整等に努めるとともに、新市自治会等連合組織の設立に向け必要な支援を行う。

25 各種事務事業の取扱い

25-1 男女共同参画関係

男女共同参画都市宣言を行うとともに、合併後、男女共同参画条例を制定し、基本計画の策定を行う。

25-2 人権施策関係

- (1)人権尊重都市宣言を行うとともに、合併後、人権尊重に関する条例を制定する。
- (2)人権施策基本計画については、合併後3年程度で策定する。
- (3)施設(集会所・会館)維持管理運営事業及び人権・同和問題事業補助金(運動団体等補助金)については、従来からの経緯、実績等に配慮し、新たに制度を制定する。
- (4) 隣保館運営事業については、当分の間、現行のとおりとする。

25-3 国内・国際交流関係

- (1)国内交流事業については、合併後、速やかに調整する。
- (2)国際交流事業(姉妹都市)については、津市の例により調整する。
- (3)国際交流事業(友好都市)については、合併後、速やかに調整する。
- (4)国際交流一般事業については、合併後、速やかに調整する。

25-4 電算システム関係

- (1)電算システム事業については、合併時に支障なく適切な住民サービスが確保できるよう、情報通信ネットワークの構築と基幹的な情報システムの統合・整備を図る。
- (2)新市においては、情報化推進計画を策定のうえ、新たなシステムを整備するなど、段階的に充実を図る。

25-5 広報広聴関係

- (1) 広報紙については、月2回発行することとし、配布は自治会等を通じて行う。
- (2)ケーブルテレビ番組については、新たに番組を制作し、新市全域に放送する。 また、番組の内容、放送形態等については、現在実施している市町村の例を参考 に調整する。
- (3)市政モニター制度については、津市の例により調整する。 なお、合併後、広域化に伴う運営等について検討を行う。

25-6 納税関係

個人市民税、固定資産税及び都市計画税に係る前納報奨金及び納税貯蓄組合に対する事務取扱費については、廃止する。

25-7 消防防災関係

- (1)新市の消防本部については、現在の久居地区広域消防組合消防本部庁舎を新市 消防本部庁舎として活用する。
- (2)地域防災計画については、合併後、速やかに策定する。
- (3) 自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4)交通安全活動団体については、それぞれの組織活動に応じ一元化する方向で調整する。

25-8 交通関係

バス関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民サービスが低下しないよう、合併後3年を目途に効率的なバスシステムの構築を目指すものとする。

- ア 福祉バス運行事業、保育所登所バス運行事業、コミュニティバス及び地方バス路線関連については、バス関連事業全体の調査・検討を行い、合併後3年を 目途に効率的なバスシステムを構築する方向で調整するものとする。
- イ スクールバスについては現行のとおり存続するものとする。 なお、スクールバス以外の利用についても、合併後の効率的なバスシステム

構築の検討する中で、有効的な利用が図られるよう同時に調整を行っていくものとする。

25-9 窓口業務関係

- (1)窓口業務については、住民サービスが低下しないよう調整に努める。
- (2)アストプラザオフィス及び久居駅前出張所(ポルタひさい)の開館日等については、現行のとおりとし、久居駅前出張所(ポルタひさい)の開所時間を平日、 土・日曜日、祝・休日とも午前8時30分からとする。

25-10 保健衛生関係

(1)健康診査については、基本健康診査及び肝炎検診を集団健診又は個別健診にて 行う。また、対象者について、基本健康診査については集団健診を19歳以上、 個別健診を40歳以上の希望者とし、肝炎検診については集団健診及び個別健診 とも国基準を準用した対象者(年齢等)とする。

なお、骨密度検診及び歯周病検診については、各地域で実施される健康教育において、各地域の実情に応じた取組として実施する方向で調整する。

(2)がん検診については、原則40歳以上の希望者を対象とし、検診の有効性が確認されている胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん及び肺がん検診を集団検診又は個別検診により実施する。ただし、子宮がん及び乳がん検診は30歳以上の希望者を対象とする。

25-11 診療所関係(直営)

津市休日応急・夜間こども応急クリニック及び国民健康保険(竹原)診療所については、現行のとおり実施し、久居・一志地区休日応急診療所については、津市の例により実施する方向で調整する。

25-12 障害者福祉事業

(1)心身障害児(者)福祉年金給付事業については、心身障害児を扶養している父母又は養育者に対して、年金を支給していく方向で調整する。

なお、支給基準、金額等については、合併までに調整する。

(2)重度心身障害者等介護手当給付事業については、手当を支給していく方向で調整する。

なお、支給基準、金額等については、合併までに調整する。

(3)重度心身障害者タクシー料金助成事業、身体障害者自動車燃料費助成事業及び 人工透析患者通院手当については、対象者がタクシー料金助成又は自動車燃料費 助成のいずれかを選択できる新たな制度を制定する。

なお、支給基準、金額等については、合併までに調整する。

25-13 高齢者福祉事業

(1)敬老祝金等事業については、敬老事業として、祝金の贈呈と長寿者訪問の事業 を行う。

ア 祝金の対象者は、市内に1年以上居住し、9月15日現在の満年齢で、80歳、90歳及び100歳の節目を迎える人とし、祝金又は記念品の額については、合併までに調整する。

イ 長寿者訪問は、市内最高齢者男女各1名に、市長等が訪問し記念品を贈る。

(2)緊急通報装置事業については、実施する。対象者については、所得制限を設ける。

なお、現利用者については、経過措置として現行のとおり事業を継続する。

- (3) 老人クラブ助成事業については、津市の例により助成する。
- (4)はり・灸・マッサージ施術費助成事業については、津市の例により調整する。
- (5)紙おむつ等給付事業については現物給付とし、給付限度については久居市及び 安濃町の例により調整する。
- (6)高齢者訪問理美容サービス事業については、久居市の例により調整する。
- (7)在宅寝たきり老人等寝具乾燥事業については、事業内容、利用料金等は河芸町の例により調整する。ただし、身体障害者手帳1級又は2級の所持者と寝たきりの者を対象者に含める。
- (8)徘徊高齢者家族支援サービス事業については、久居市の例により調整する。

25-14 児童福祉事業

保育所入所負担金については、国徴収金額の合計の概ね72%(10市町村の平成13年度実績の加重平均)で徴収する。階層区分については、国の階層区分を基本とし、10市町村の実績を踏まえ細分化を図り、入所負担金が大幅な上昇となる階層区分については、経過措置を講ずる。

25-15 生活保護事業

- (1)生活保護事業については、法令に基づき実施する。
- (2)特別援護給付金(法外給付)については、津市の例により調整する。

25-16 その他の福祉関係

- (1)戦没者戦災犠牲者追悼式については、毎年開催する。
- (2)心身障害者・65歳以上重度心身障害者医療費助成については、津市・久居市 等の例により調整する。
- (3)乳幼児医療費助成については、津市・久居市等の例により調整する。
- (4) 一人親家庭等医療費助成については、津市・久居市等の例により調整する。
- (5) 妊産婦医療費助成については、津市の例により調整する。
- (6)精神障害者医療費助成については、次のとおり調整する。
 - ア 支給対象者は、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の所持者とする。
 - イ 居住要件は、本人及び保護者が市内に1年以上居住していることとする。
 - ウ 所得制限を設ける。(心身障害者医療費助成制度基準を適用)
 - エ 医療費の自己負担額の2分の1を助成する。
 - オ 助成範囲は、入院(精神疾患の治療に限る)のみとする。
 - カ 入院期間は、3箇月以上とする。

25-17 ごみ対策関係

- (1) 一般廃棄物処理業の許可等については、津市の例により調整する。
- (2)リサイクル資源回収活動報奨金については、1キログラム当たり6円を目途に 調整する。
- (3)生ごみ処理機等購入費補助金については、限度額を生ごみ処理機は1世帯 1基、25,000円、コンポストは1世帯1基、3,000円を目途に調整する。
- (4)家庭ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、策定する 一般廃棄物処理計画に基づき、速やかに新市の一体性を確保できるよう調整する。
- (5)家庭ごみの収集ステーション設置方法等については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、設置補助金の補助率及び限度額については、合併までに調整する
- (6)ごみ処理施設使用料については、1トン当たり15,000円とする。
- (7)ごみ処理施設操業に関する協定については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。

- 25-18 環境対策関係
- (1) し尿処理業及び浄化槽清掃業の許可等については、津市の例により調整する。
- (2) し尿処理業許可については、し尿収集を確実に実施するため、従来の経緯を踏まえ、旧市町村単位で地域割りを行う。
- (3)共同汚水処理施設修繕工事補助については、津市の例により調整する。ただし、計画住宅戸数及び処理能力については、安濃町の基準を勘案し、調整する。
- (4)合併処理浄化槽設置整備事業補助については、国及び県の補助基準の動向を勘案し、津市の例により調整する。ただし、美里村及び美杉村の現行の村費上乗せ分は、当分の間、継続するが、事業所に対する補助については、廃止する。

25-19 農林水産関係

(1)生產調整関係

- ア 10市町村単位に地域水田農業推進協議会を設ける。
- イ 産地づくり交付金助成基準については、各々の地域水田農業推進協議会で決 定する。
- ウ 新市単独交付金については、平成16年度から実施される国の米政策改革に 対応するため、平成17年度及び平成18年度の2箇年を期間とする暫定的な 制度を設け、平成19年度以降、国の動向を見ながら、新たな制度を制定する。
- エ 新市単独交付金は、各々の地域水田農業推進協議会へ交付する。

(2)農業集落排水事業

- ア 農業集落排水事業については、新市に引き継ぐ。
- イ 建設に係る市町村負担割合及び受益者負担割合については、合併前からの継続事業(新規受益者を含む)は、該当事業が終了するまでの間は合併後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。

なお、合併後、新規事業の市負担割合及び受益者負担割合については、新市 において調整する。

- ウ 使用料については、基本料金2,000円、人数割300円(消費税は除く) に一元化する方向で調整する。ただし、新市における農業集落排水事業が適切 に運営できるよう、合併後3年程度を目途に料金改定等についての検討を行う。
- (3)農林業基盤整備事業(国、県及び市町村)
 - ア 継続事業については、該当事業が終了するまでの間、合併後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。
 - イ 合併後の新規事業については、受益者負担割合等、新たな制度で統一する方 向で調整する。

(4)間伐関係事業

- ア 国の補助事業については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- イ 県単独補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、受益者 負担割合については、美杉村以外の地域は白山町の例により調整する。

(5)造林事業

広葉樹植栽に対する支援については、美杉村の例により行う。

(6)漁港整備事業

ア 漁港整備事業については、新市に引き継ぐ。

イ 県単独補助事業における合併後の受益者負担割合については、次の考え方を 原則として調整する。

漁港、漁場基本施設等の整備事業について、受益者が不特定、かつ、公共が行うべきと認められるものは、受益者負担を求めない。

水産経営構造改善事業等について、受益者が特定できるものは、受益者負担を求める。

25-20 商工・観光関係

(1) 商工会議所等事業補助

商工会議所及び商工会の合併状況を見据えつつ、合併後3年程度を目途に新たに統一した基準による補助制度を制定することとし、それまでの間については、 暫定的な交付基準により対応する方向で調整する。

(2)企業立地奨励金関係

企業立地奨励金関係については、旧市町村において定められた企業誘致奨励関係条例等を存続させ、合併後1年程度で新市企業誘致奨励条例を制定する方向で調整する。

なお、合併前に旧奨励制度等の適用を受けている企業及び新市企業誘致奨励条例が制定されるまでの間に立地した企業については、該当奨励制度等の期間が終了するまで旧奨励制度等の内容を適用する。

(3)観光協会補助

ア 各観光協会が実施している事業等のうち地元主導で行われるものについて は、現行の補助金額を上限に引き続き支援を行う。

イ 各観光協会の統合を促進し、統合後の事務局は民間が担う方向で調整する。

(4)花火大会

10市町村で行われている花火大会等については、地元主導のもと実行委員会方式等で行われるものに対して、合併後も引き続き支援を行う。

(5)各種まつり

10市町村で行われているまつり等については、地元主導のもと実行委員会方式等で行われるものに対して、合併後も引き続き支援を行う。

(6)温泉運営事業

施設等については、現行のとおり、新市に引き継ぐこととし、望ましい温泉運 営事業のあり方について、引き続き検討を行っていく。

25-21 都市計画関係

- (1)都市計画区域等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- (2)都市マスタープランについては、合併後、新たに策定する。
- (3)市町村都市計画審議会については、津市の例により設置する。

(4)開発指導要綱については、津市の例により制定する。ただし、開発負担金については、廃止する。

25-22 建設関係

- (1)市町村道に認定されている道路については、市道として引き継ぐ。 合併後、新たに認定基準を作成するとともに、統一的な認定業務を行うことと し、認定時期については、原則年1回とする。
- (2)市道認定された道路及び認定外道路であって主に生活道路として利用されている道路については、新設改良事業及び維持管理事業に係る受益者負担金は徴収しない。
- (3)公営住宅等における家賃については、平成17年度までは現行のとおりとし、 平成18年度から公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく応能応益制 度による新家賃体系に統一する。
 - ア 新家賃体系への移行に伴い、急激な負担増となる場合については、負担調整 措置を講ずる。
 - イ 美杉村の若者住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

25-23 下水道事業

- (1)下水道事業計画については、合併後3年程度で計画の一元化を図る。 なお、それまでの間は、現行のとおり取扱う。
- (2)公共下水道事業受益者負担金の算定方式については、久居市の例により一元化する。ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で、合併後、賦課を行う場合は、 従前の例による。また、その他賦課徴収事務の取扱いについては、津市の例により り一元化する。
- (3)公共下水道使用料の料金体系については、久居市の例により一元化する。 なお、新市において下水道事業の運営に支障がないよう、新たに策定する下水 道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定について検討を行う。 その他賦課徴収事務の取扱いについては、津市の例により、一元化する。
- (4)流域下水道の維持管理負担金及び建設負担金については、合併までに県と協議 し、調整する。

25-24 上水道事業

(1)水道料金については、次のとおりとする。

なお、新市において水道事業の運営に支障がないよう、新たに策定する水道事業計画を踏まえ、合併後3年程度を目途に料金改定について検討を行う。

- ア 上水道、簡易水道とも津市の料金体系で調整する。ただし、美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道については、現行のとおりとする。
- イ メーター使用料については、廃止する。
- (2)水道メーターの開栓手数料については、1件当たり900円とする。

- (3)給水装置工事の申込手数料については、1件当たり、設計審査手数料900 円、工事検査手数料2,300円、指定給水装置工事事業者の指定手数料 14,000円とする。
- (4)給水装置工事の新規給水加入金については、津市の例により調整し、予算計上については、収益的収入及び支出により行う。

なお、久居市の特別加入金及び風早団地新規給水分担金については、廃止する。

(5)開発行為に伴う上水道及び簡易水道における設計審査・検査手数料、濁水防止 用及び工事用洗管料については、津市の例により調整する。

なお、施設拡充費及び禮原簡易水道水源施設等工事負担金等については、廃止 する。

25-25 市立学校の通学区域

- (1)通学区域の線引きについては、現行のとおり引き継ぐ。ただし、津市の指定校変更許可基準を基本に、通学区域制度の弾力的運用を図ることとし、10市町村の境界に隣接する学区については、教室の状況や通学距離を考慮し、通学区域は現行のとおりとし、学校を選択することができるよう調整する。
- (2) 通学区域審議会を設置し、通学区域の設定及び改廃について諮問していく。

25-26 学校教育関係

- (1)学校の設置、廃止等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2)公立幼稚園保育料については、月額6,000円により調整する。合併後は、 教育内容の充実と職員の適正配置を図り、地域格差の是正に努める。
- (3)幼稚園就園奨励補助事業については、津市の例により公立幼稚園保育料に対する減免措置及び私立幼稚園保育料に対する補助を実施する。
- (4)公立幼稚園の3歳児保育については、現行のとおりとし、学級開設最低基準は、原則9名とする方向で調整する。

なお、預かり保育については、現行のとおり実施する方向で調整する。ただし、 預かり保育料については、新たな基準を設定する方向で調整する。

- (5)就学援助事務及び特殊教育就学援助事務については、認定基準及び事務処理方法について津市の例により統一する。
- (6)私学等振興助成事務及び私立幼稚園援助事務については、新たに制度を制定する。
- (7)遠距離通学費補助金については、現在の対象条件に該当する生徒に限り補助制度を継続する。補助金の交付については、通学距離、地域の実情等を考慮し、新たに基準を設ける。
- (8) 奨学金貸付事務については、廃止の方向で調整する。
- (9)給食施設の設備については、自校方式で行っているところについては、各施設の築年数経過及び衛生管理面の状況を踏まえ、センター方式による施設整備の導入を図る。衛生管理上問題のない施設については、現行のとおり自校方式で実施する。

- (10)学校給食の実施方法については、10市町村の実情に応じ、現行のとおりの実施方法を継続する。給食の献立作成・食材の購入方法・調理方法・衛生管理の実施方法については、各市町村の現在の状況を考慮して、給食センターの整備と調整に併せて、段階的に一元化を図る。
- (11)給食費については、徴収額が同一となるよう、10市町村の状況も踏まえ、給 食センターの整備と調整に併せて、給食の食材・実施回数等を調整する。
- (12)公立学校の大規模改造事業及び耐震補強事業については、新市における公立学校整備方針に基づき、基本計画及び実施計画を策定し、施設整備の順位を決め実施する。

25-27 文化振興関係

- (1)文化団体への活動補助については、新市全域を対象区域とする文化活動団体の 連合組織に支援を行っていく方向で調整する。
- (2)指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3)指定文化財等の補助金については、合併までに調整する。

25-28 生涯学習関係

- (1)社会教育関係団体の育成支援については、新市全域を活動区域とする社会教育 関係団体に、引き続き支援を行っていく方向で調整する。また、現在の団体等へ は、新しい行政区域に合わせた統合を奨励する。
- (2)公民館運営審議会及びスポーツ振興審議会は、生涯学習スポーツ審議会に一元 化することとし、同審議会に公民館に関する分科会とスポーツに関する分科会を 置く。
- (3)公民館施設の配置については、公民館の事務等、公民館のあり方について、新市に設置する「生涯学習スポーツ審議会」に諮り調整する。地域ごとに中心となる公民館を位置づけることで調整する。
- (4)成人式については、合併後も、当分の間、現行のとおりとする。
- (5)教育集会所については、現行のとおり存続する。
- (6)同和教育研究会補助については、新市全域を活動区域とする連合組織へ支援を 行っていく。また、現在の団体等へは、新しい行政区域に合わせた統合を奨励す る。
- (7)図書館の利用資格については、合併後、統一する方向で調整する。開館時間に ついては、現行のとおりとする。休館日については、統一する方向で調整する。
- (8)館内及び館外サービスについては、各図書館の実情を考慮しつつ、サービスの 内容を統一するよう調整する。
- (9)放課後児童健全育成事業については、公設施設は新市に引き継ぎ、運営は民営 で調整する。施設への補助基準については、国基準を原則とする。

なお、久居市の事業については、当分の間、現行のとおりとし、合併後3年程度で見直しについて検討する。

25-29 その他

- (1)指定金融機関等の指定については、合併までに調整し、新たに指定金融機関等 を指定する。
- (2)入札・契約制度については、10市町村の実情を踏まえつつ、津市の制度を基本に、統一した新たな制度を制定する。

なお、公募型指名競争入札に係る建設工事等のうち、設計金額が一定金額未満 (土木一式工事の場合は、2,500万円未満(なお、当分の間は、5,000 万円未満とする。)とし、他の工種については、合併までに調整する。)の工事 等については、地域要件を考慮する。

26 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。 なお、新市において具体的に事業を実施するに当たっては、10市町村の総合計

画等に位置付けられていた事業等は尊重されるものとする。

調印書

津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町及び 美杉村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村 の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づく津 地区合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名 調印する。

平成 年 月 日

津 市 長

久居市長

河芸町長

芸濃町長

美里村長

安 濃 町 長

香良洲町長

一志町長

白 山 町 長

美 杉 村 長

立会人

合併協議会委員
合併協議会委員
合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

立会人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員